

能登町競争入札心得（平成20年能登町告示第1号）新旧対照表

改正後	現行
<p>(入札等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 入札書の郵送を認めないものとする。ただし、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって契約担当者においてやむを得ないと認め、かつ書面により同意したときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中と朱書し、中封筒に入札名及び入札日時を記載の上、提出しなければならない。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(入札等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 入札書の郵送を認めないものとする。ただし、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって契約担当者においてやむを得ないと認め、かつ書面により同意したときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中と朱書し、中封筒に入札名及び入札日時を記載し、<u>契約担当者あて親展で提出</u>しなければならない。</p> <p>4～7 (略)</p>
<p>(入札の辞退)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 一般競争入札（事後審査型）では、落札決定保留中における他の工事の契約により、入札参加資格確認申請書どおりの配置予定技術者を配置することが出来なくなった場合の<u>取扱い</u>については、入札辞退届ではなく、別記書式により申請取下届を作成し、速やかに契約担当者に直接提出するものとする。</p> <p>3 総合評価方式による指名競争入札では、落札決定保留中における他の工事の契約により、総合評価方式に係る技術資料どおりの配置予定技術者を配置することが出来なくなった場合の<u>取扱い</u>については、入札辞退届ではなく、別記書式により技術資料取下届を作成</p>	<p>(入札の辞退)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 一般競争入札（事後審査型）では、落札決定保留中における他の工事の契約により、入札参加資格確認申請書どおりの配置予定技術者を配置することが出来なくなった場合の<u>取り扱い</u>については、入札辞退届ではなく、別記書式により申請取下届を作成し、速やかに契約担当者に直接提出するものとする。</p> <p>3 総合評価方式による指名競争入札では、落札決定保留中における他の工事の契約により、総合評価方式に係る技術資料どおりの配置予定技術者を配置することが出来なくなった場合の<u>取り扱い</u>については、入札辞退届ではなく、別記書式により技術資料取下届を作成</p>

改正後	現行
<p>し、速やかに契約担当者に直接提出するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(契約保証金等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合において、現金を保証金(担保)納付書により能登町指定金融機関に納付し、又は振り込み、保証金領収書の交付を受け、これを能登町会計管理者又は出納員に提出し、引換えに保管証書の交付を受けなければならない。</p> <p>4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、<u>保証金(担保)納付書</u>を添えて能登町会計管理者又は出納員に提出し保管証書の交付を受けなければならない。</p> <p>5 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保が、<u>金融機関又は保証事業会社の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。</u></p> <p>6 <u>前項の規定による保証事業会社が交付する保証書の提出に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通</u></p>	<p>し、速やかに契約担当者に直接提出するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(契約保証金等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合において、<u>本庁にあっては、あらかじめ、現金を保証金納付書により能登町指定金融機関に振り込み、保証金領収書の交付を受け、これを能登町会計管理者に提出し、引換えに保管証書の交付を受けなければならない。又出先機関にあっては、保証金納付書に現金を添えて出納員に提出し、引換えに保管証書の交付を受けなければならない。</u></p> <p>4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、<u>担保納付書</u>を添えて能登町会計管理者又は出納員に提出し保管証書の交付を受けなければならない。</p> <p>5 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保が、<u>銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。</u></p>

改正後	現行
<u>信の技術を利用する方法) であって、保証事業会社が定め、契約担当者が認める措置を講ずることができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書を提出したものとみなす。</u>	

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。